

設計プロポーザル募集公告

次のとおり設計プロポーザルの募集を行うので公告する。

令和 4 年 4 月 2 7 日

青森県知事 三村 申吾

1 業務概要

- (1) 業務名 障害者交流センターねむのき会館（仮称）改築設計業務委託
- (2) 業務内容 基本設計及び実施設計
- (3) 履行期限 令和 5 年 3 月 2 4 日

2 参加資格

- (1) 本プロポーザルによる選定（以下「本手続」という。）に参加する者（以下「参加者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
 - イ 青森県財務規則（昭和 3 9 年 3 月青森県規則第 1 0 号。以下「財務規則」という。）第 1 2 8 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
 - ウ 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 5 8 年 2 月青森県規則第 6 号。以下「参加資格規則」という。）第 5 条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、第 7 条第 1 項に規定する有資格建設関連業者名簿の建築関係建設コンサルタント業務の建築一般に登載されている者（技術提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）であること。
 - エ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
 - オ 本県に本店を有していること。
 - カ 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。
 - キ 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
 - ク 別に定める資格を有する管理技術者を配置することができること。

ケ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から見積徴取の時までの間に、受けていない者であること。

コ 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第5条の規定により競争入札に参加する資格があると認定された日から見積徴取の時までの間に、ない者であること。

サ 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

シ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

ス 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合が参加者となる場合、当該事業共同組合の組合員が別の参加者及び別の参加者の協力者となっていないこと。

セ 本手続の参加に当たっては、代表企業と構成企業による2者の設計共同企業体（以下「JV」という。）を結成して参加することができる。その場合は以下の要件を満たしていること。

(ア) 自主的に結成されたJVであること。

(イ) 代表企業は、上記ア～スに掲げる要件をすべて満たしていること。

(ウ) 構成企業は、上記ア～キ、ケ～サ及びスに掲げる要件を全て満たしていること。

(エ) 各構成企業の出資比率は、10%以上であること。また代表企業の出資比率は最大であること。

(2) その他

次の各号に掲げる者は、本手続に参加することができない。また、参加者は、次の各号に掲げる者から本手続に関し、助言、協力等の援助を受けてはならない。

ア 障害者交流センターねむのき会館（仮称）改築設計プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員

イ 青森県職員

ウ ア及びイに掲げる者が自ら又はその家族が主宰し、または役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者

3 審査

ヒアリング参加者の選定並びに最優秀者及び優秀者の特定は審査委員会において、次のとおり審査を行うものとする。

(1) ヒアリング参加者の選定（第一次審査）

審査委員会において、技術提案書の書面審査を行い、第二次審査に進む者を5者以内で選定する。

なお、審査結果及び第二次審査（ヒアリング）への参加要請の通知は、令和4年6月24日（金）を目途に行う。

(2) 最優秀者及び優秀者の特定（第二次審査）

令和4年6月29日（水）に技術提案書の内容についてヒアリングを実施し、ヒアリング参加者の中から、最優秀者及び優秀者を各1者特定する。

なお、ヒアリングの詳細については、参加要請の通知において行う。

(3) 評価項目

評価項目	評価事項		
配置技術者の実績等による評価	資格、実務経験年数、同種・類似業務の実績、技術力を評価する。		様式2～4
技術提案書の評価	業務理解度	業務内容、背景、手続等の理解度を評価する。	様式5、6
	業務実施方針	与条件等を踏まえ、的確に設定されているか評価する。	様式5
	提案内容	技術提案課題に対する提案内容の実現性及び創造性を評価する。	様式6

※評価事項の様式については、技術提案書作成要領の様式による。

(4) 技術提案課題

次の課題について、ポイントに対する考え方を必ず含めて提案すること。

課題	ポイント
1 施設の空間及び動線	①改築後の各施設の配置とゾーニング ②改築後の利用者（本館、体育館）の動線
2 施設の機能性	①ユニバーサルデザイン対応 ②体育館の温熱環境
3 トータルコストの圧縮	①建築に係るイニシャルコスト ②建築後のランニングコスト
4 設計の進め方	①施設利用者の意見を反映させるための工夫 ②設計内容に対する合意形成の方法

(5) 審査委員会委員

役職等	氏名
青森県健康福祉部障害福祉課 課長	櫻庭 仁明
特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会 理事長	高杉 勝彦

青森県県土整備部建築住宅課 課長	駒井 裕民
青森県総務部財産管理課 課長	山口 竜太
青森県総務部財産管理課 営繕グループマネージャー	奈良 傑

(6) 結果の通知等

第一次審査及び第二次審査の結果は、参加者に対し、速やかに書面により通知する。また、審査結果については、最優秀者の技術提案書（様式5及び6）、最優秀者及び優秀者の名称及び評価点等を青森県のホームページへの掲載等により公表するものとする。

4 理由の説明

- (1) 審査の結果、ヒアリング参加者として選定されなかった者又はヒアリング参加者のうち最優秀者として特定されなかった者は、県に対し、その通知が到達した日から起算して5日以内（土、日、祝日を除く。）に書面によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 県は、(1)の求めに対する回答を7日以内に行う。

5 手続等

(1) 担当部局

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
 青森県総務部財産管理課ファシリティマネジメントグループ
 電話番号 017-734-9125
 F A X 017-734-8014
 m a i l eizen@pref.aomori.lg.jp

(2) 説明書等の交付

ア ホームページによる交付

- (ア) 交付場所 青森県ホームページ (<https://www.pref.aomori.lg.jp/>)
 ⇒ 組織別
 ⇒ 総務部
 ⇒ 財産管理課

(イ) 交付期間 公告の日から令和4年5月17日(火)まで

(ウ) 交付資料

- 資料1 障害者交流センターねむのき会館（仮称）改築設計プロポーザル説明書
 資料2 青森県建築設計業務委託特記仕様書（案）
 資料3 公共建築設計業務委託共通仕様書
 資料4 建築設計業務委託契約書（案）

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和4年5月17日(火) 午後5時まで

イ 提出場所 (1)の担当部局

ウ 提出方法 持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。アの提出期限日必着のこと。)

(4) 質問の期限及び回答

質問の期限及び回答は、次のとおりとする。

ア 質問の期限 令和4年5月23日(月) 午後5時まで

イ 受付場所 (1)の担当部局

ウ 質問の方法 質問書(別紙3)により、「技術提案に係るもの」と「技術提案以外に係るもの」とに分けて、持参、郵送、FAX又は電子メールにより行うこと。

なお、郵送にあつては配達証明付き書留郵便に限ることとし、アの受付期限日必着のこと。また、FAX又は電子メールにあつては、(1)の担当部局に電話し、受信の確認を行うこと。

エ 回答 令和4年5月26日(木)までに青森県ホームページに掲載する。

(5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和4年6月17日(金) 午後5時まで

イ 提出場所 (1)の担当部局

ウ 提出方法 持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。アの提出期限日必着のこと。)

6 現地見学会

現地見学会を下記のとおり実施する。

(1) 実施日時 令和4年5月11日(水) 午後1時30分から2時間程度。(受付は午後1時開始とする。)

(2) 参集場所 ねむのき会館本館2階大研修室

(3) 申込方法 現地見学会参加申込書(別紙4)に所定の項目を記載の上、5(1)の担当部局へ令和4年5月10日(火)午後5時までにFAX又は電子メールにより行うこと。なお、いずれの場合も5(1)の担当部局に電話し、受信の確認を行うこと。

(4) 見学会の内容

ア 既存施設の概要説明

イ 現地に関する質問及び回答

ウ 既存施設及び建設予定地の見学

(5) 留意事項

ア 参加希望者が多数いる場合は、参加人数の調整を依頼する場合がある。

イ 5(2)の交付資料を持参すること。

ウ 施設の案内中は、参加者からの質問は受け付けない。質問がある場合は、(4)イの質

問及び回答の時間に行うこと。

エ 現地見学会で案内する区域であっても、関係者以外の立入を制限している区域については、現地見学会以外での立ち入りは許可しない。

オ 施設利用者等がいる部屋（室）については、担当職員が許可した場合を除き、写真撮影は認めない。

カ 担当職員の指示に従わない場合には、現地見学会からの退席を求めることがある。

キ 廊下等の共用部であっても、調査や写真撮影等に当たっては、施設利用者等に対し十分配慮すること。

7 見積徴取

県は、最優秀者を当該業務に係る随意契約の見積徴取の相手方とする。ただし、最優秀者に事故等があり見積徴取が不可能となった場合は、優秀者を当該見積徴取の相手方とする。

8 その他

(1) 使用言語等

本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(2) 提出件数

参加表明書及び技術提案書の提出は、参加者1者につき1件とする。

(3) 費用負担

提出書類の作成並びに提出に要する費用、旅費、その他本手続への参加に関し要した経費は、参加者の負担とする。

(4) 有資格建設関連業者名簿への登録

2 参加資格（1）ウにおいては、毎月15日まで受付・締切、月末に登録となるため、注意すること。登録に当たっての詳細は、青森県ホームページにより確認すること。

【青森県ホームページ】

⇒ 青森県建設業ポータルサイト (<https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>)

⇒ 委託の情報

⇒ 入札参加資格

(5) 失格の要件

参加表明書及び技術提案書が、次の一に該当する場合は、失格となることがある。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 参加表明書及び技術提案書作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 提出された書類の扱い及び公表等
- ア 提出期限までに書類が到達しなかった場合は、受け付けない。
 - イ 提出した書類への追加、差替え及び再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。
なお、変更する場合には前任者と同等以上の資格及び実績を有する者とする。
 - ウ 最優秀者及び優秀者に特定された者の技術提案書は、公表する場合がある。
 - エ 提出された書類は返却しない。
 - オ 提出された書類に虚偽記載をした者に対して、指名停止要領の規定に基づく指名停止措置を行うことがある。
 - カ 提出された書類を、ヒアリング参加者の選定並びに最優秀者及び優秀者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
 - キ ヒアリング参加要請者として選定された者を公表することがある。
 - ク 提出された書類の内容に第三者の著作物の公表、展示等が含まれている場合には、提出者が当該第三者に承諾を得ておくこと。
 - ケ 提出書類作成のために県から受領又は閲覧した資料は、本プロポーザルに限り使用し、県の了解なく公表・使用することはできない。
- (7) 契約書は、資料4 建築設計業務委託契約書(案)により契約書を作成する予定である。
- (8) 契約保証金は、財務規則第159条(契約保証金)による。
- (9) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有(障害者交流センターねむのき会館(仮称)改築設計意図伝達業務委託)